

第3次 厚木市

産業マスタープラン

令和3年3月 厚木市



CONTENTS

目次

1 はじめに

- (1) 策定の趣旨2
- (2) マスタープランの位置付け2
- (3) マスタープランの構成と期間3

2 策定の背景

- (1) 産業を取り巻く現状6
- (2) 将来を見据えた産業の振興11
- (3) 厚木市の現状と課題14

3 目指すべき事項

-18

4 取組の姿勢

- (1) 計画の進行管理と推進体制22
- (2) 積極的な事業の見直し22

5 マスタープランの体系

-24
- (1) 持続性の高い強い産業の実現27
- (2) にぎわいあふれ特色のある強い産業の実現35
- (3) 社会情勢の変化に柔軟に対応できる強い産業の実現 ...47

巻末資料

-54



【1】策定の趣旨 = 継続して産業の振興を図るために =

本市では、市内で事業を継続していただくため、働きやすい就労環境を創出するための施策、全ての人に平等な就労機会を提供するための施策、商店街の活性化・まちのにぎわいを創出するための施策など、様々な施策の方向性を示し実行するため、平成 29（2017）年に「厚木市産業マスタープラン」、「厚木市ロボット産業推進計画」及び「厚木市商業まちづくり計画」を策定し、取組を進めてきました。

今回、市内産業の継続的な振興によるまちの活性化を目指すために、三つの計画を一つにまとめた「第3次厚木市産業マスタープラン」（以下、「マスタープラン」といいます。）を策定するものです。

■マスタープランとして策定した理由

(1) 力強い継続と変化への対応を促進

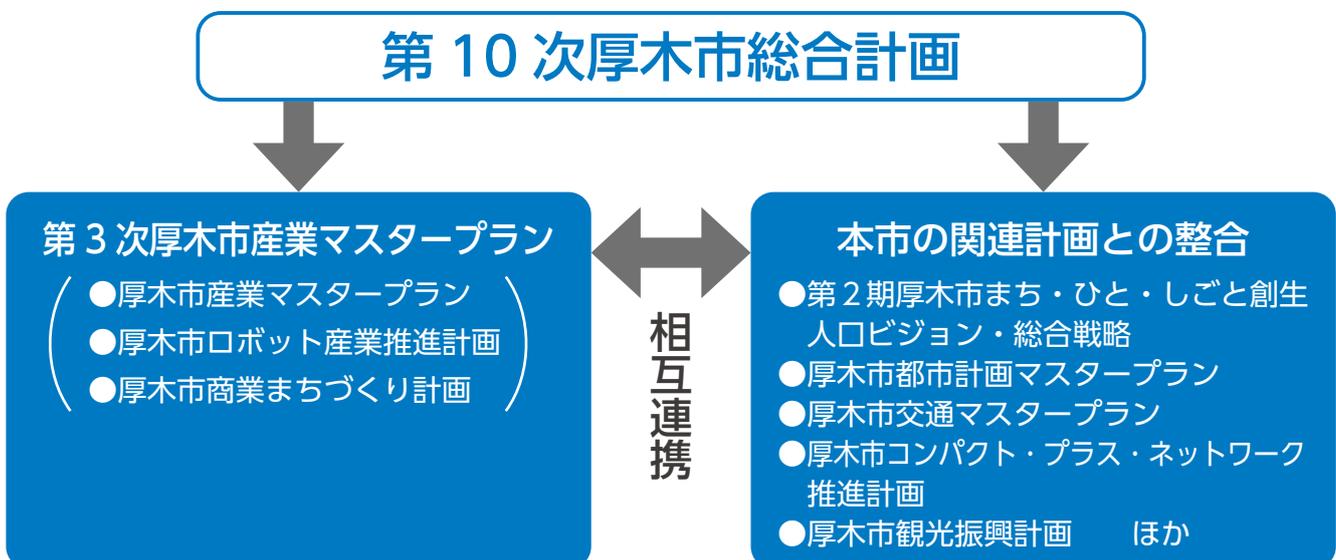
マスタープランの目指すべき事項として掲げた「力強い継続と変化への対応」を推進するためには、産業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への取組が必要となります。そのような中、三つのプランを一つのプランに集約して策定することで、お互いに連動し、補い合い、効果的・効率的に取り組むものです。

(2) 相互連携で取り組む必要のある事業への対応

産業と商業が共通の課題として取り組むべき事項（事業承継、人材確保への支援、働き方改革など）が増えていることから、事業の効率化などを踏まえ、また、支援の対象者が多岐にわたることから、共通の対象者に対して効果的な支援が実施できるよう一つのプランにまとめたものです。

【2】マスタープランの位置付け

マスタープランは、第 10 次厚木市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）の施策を補完・具現化する個別計画であり、地域経済の活性化、継続的な産業の振興、にぎわいのあるまちづくりを推進するためのよりどころとなる計画です。また、マスタープランの策定に当たっては、「厚木市観光振興計画」を始め、「第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」、「厚木市都市計画マスタープラン」、「厚木市交通マスタープラン」、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」などの関連計画との整合を図っています。



【3】 マスタープランの構成と期間

総合計画の第1期基本計画の期間に合わせ6年間を計画期間とします。

なお、新型コロナウイルス感染症など社会状況の変化に即して取り組むべき事項が生じた場合などを踏まえ、年度ごとに具体的な施策を見直すものとします。

【総合計画の構成と期間】

総合計画は3階層で構成されています。まちづくりの目標を定めた基本構想（12年間）、施策の方針を定めた基本計画（6年間）、具体的な事業を定めた実施計画（3年間）です。

総合計画の構成と期間



【マスタープランの構成と期間】

マスタープランは、総合計画の基本計画と同じ6年を期間とする「基本計画」と基本計画を推進するため3年ごとに取り組む「実施計画（単位施策）」の二つの階層から構成されています。

なお、実施計画は、1年ごとに取組目標を設定し、点検・評価を行います。

マスタープランの構成と期間





2

策定の背景



本市を取り巻く社会・経済環境の変化は、行政運営の様々な分野に大きな影響を及ぼします。産業振興を推進するに当たり、留意すべき主な事項は、次のとおりです。

なお、産業を取り巻く現状について、市内事業所等の現状を把握するため、令和2（2020）年8月に「厚木市産業・商業意識調査」（以下、「産業・商業意識調査」といいます。）を実施しました。

【1】産業を取り巻く現状

(1) 少子高齢化による生産年齢人口の減少

少子高齢化の進行により、我が国の人口は、既に平成20（2008）年から減少局面に突入しており、本市の人口も今後減少することが見込まれています。

本市は、既に超高齢社会に突入し、令和2（2020）年には約4人に1人が65歳以上となっています。さらに、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回ることが予測され、高齢化が進むだけでなく、高齢者の中でも高い年齢層の割合が高まっています。

今後、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展により、産業の担い手が不足することが懸念されています。

(2) 働き方改革への対応

「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、生産性向上や、就業機会の拡大、意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりが必要です。

このため、働き方改革関連法案が平成31（2019）年4月から順次施行され、働く人の置かれた事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、働く人一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

人手不足が深刻化している中小企業においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが求められています。

(3) 中小企業における生産性向上の取組

中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向け、課題となっています。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、生産性向上を図る必要があります。

このため、国は、平成30（2018）年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、令和2（2020）年度までの「生産性革命・集中投資期間」において、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援しています。市町村の認定を受けるためには、中小企業が新たな設備投資を通して生産性向上を図る「先端設備等導入計画」を策定する必要があり、認定されることで固定資産税の特例措置や金融支援等を受けることができます。

経済産業省の「生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」等の概要」によると、中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差は拡大傾向にあるため、生産性向上の取組が求められています。

なお、生産性向上特別措置法の適用期間については、法改正を前提として、令和4（2022）年度まで2年間延長することが閣議決定されています。

(4) 高齢者の雇用促進への対応

働く意欲がある高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、令和3（2021）年4月1日から高齢者雇用安定法の一部が改正されます。

これにより、70歳までの就業機会の確保について、事業者が高齢者雇用確保措置を制度化する努力義務が設けられ、従業員の定年引上げや定年廃止等への対応に努めなければなりません。

現行（65歳まで・義務）	新設（70歳まで・努力義務）	
① 65歳までの定年引上げ	① 70歳までの定年引上げ	④ 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
② 65歳までの継続雇用制度の導入	② 70歳までの継続雇用制度の導入	⑤ 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に、 ③ 事業主が自ら実施する社会貢献事業、 ⑥ 事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業に 従事できる制度の導入
③ 定年廃止	③ 定年廃止	

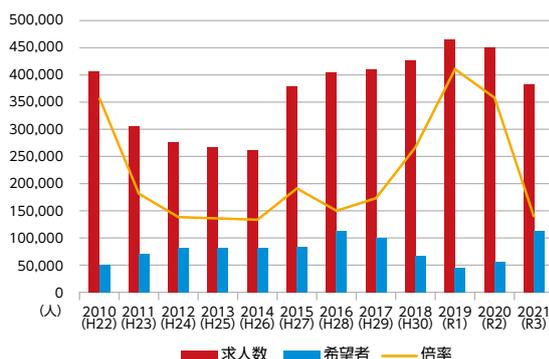
(5) 中小企業における新卒者を始めとした若い世代の人手不足への対応

令和2（2020）年8月にリクルートワークス研究所が公表した「ワークス大卒求人倍率調査」によると、従業員規模別に見た大卒予定者の求人倍率は、従業員数299人以下の企業で5.22ポイント、300人以上の企業で0.04ポイント低下しています。理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により企業の採用意欲が減退していることや学生の希望が大企業から中小企業へシフトしていることが挙げられています。

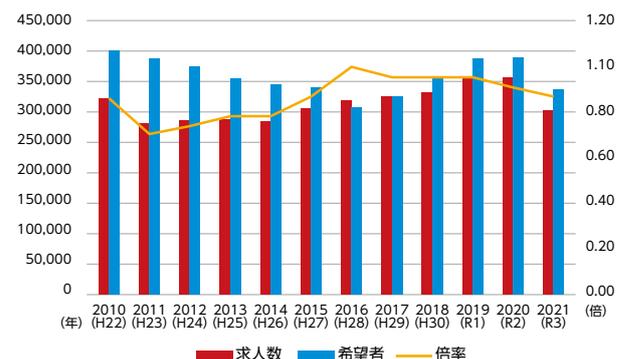
また、少子高齢化による生産年齢人口の減少などの影響により、長期的には人手不足傾向が続くと見られています。大企業と比べると中小企業を希望する新卒者は依然として少ないことから、中小企業が希望する人材を十分に確保することは難しい状況です。市内中小企業の現状としては、産業・商業意識調査によると「中途採用による補充」「高齢者の継続雇用による補充」が大きな割合を占めています。

このことから、中小企業の人手不足を解消し経営の安定化を推進するためには、新卒者の雇用を促進し、若い世代の人材を確保するための取組が重要となります。

従業員規模別に見た大卒予定者の求人倍率（299人以下）



従業員規模別に見た大卒予定者の求人倍率（300人以上）



(出典) リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

(6) EC（電子商取引）サイトの台頭による実店舗の減少への対応

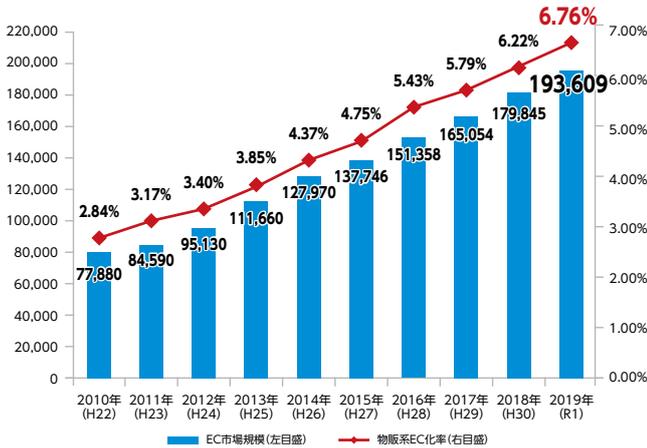
ECとは、経済産業省が実施した「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）」報告書によると、「インターネットを利用して、受発注がコンピュータネットワークシステム上で行われること」としています。下のグラフでも分かるとおり、**B to C** のEC市場規模は令和元（2019）年には、19兆3,609億円となっており、前年度比7.7%の伸び率となっています。また、市場規模は右肩上がりの傾向であり、今後も拡大することが想定されます。

また、市内の小売事業所は、平成26（2014）年が1,089件、平成28（2016）年が1,177件で減少傾向に歯止めがかかったものの、今後、大幅な増加は期待できない状況です。

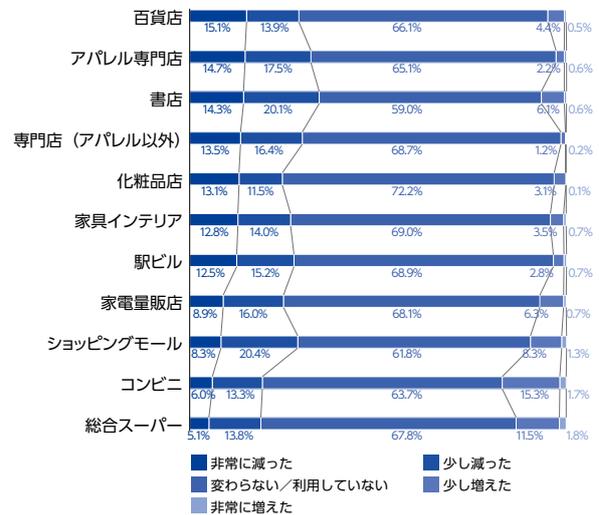
新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、消費者の感染予防対策を継続しながら、ECにおける物流拠点や、ショールームとしての活用等、実店舗の潜在力を見直し、拡充、収益化していけるのか、小売業の実店舗にとって、生き残りをかけた厳しい時代が続くこととなります。

今後、事業承継が確実に行われるよう支援したり、実店舗とECサイトを併用した事業を行えるよう支援したりするなど、具体的な取組が求められます。

BtoC-ECの市場規模および物販系EC化率の経年推移（単位：億円）



実店舗の利用頻度の変化（直近3年間）



出所：(株) いつも、「リアル買い物離れ」アンケート調査 2020年3月をもとに作成

* B to C とは

Business to Consumer のことで企業が個人に対して商品を販売する取引のことをいいます。

直近3年間の実店舗の利用変化をみると、コンビニ、スーパー、化粧品店を除くと、約3人に1人が「非常に減った」、「少し減った」と回答しています。

(出典) 経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）」

(7) 回遊性と魅力の更なる向上

中心市街地においては、大規模イベント開催時などの機会を捉え、大型店、商店街及び住民が一体となり、まちのにぎわいを創出し、回遊性の向上やまちの活性化を図っています。

今後もより一層のまちのにぎわい創出が求められており、現在進められているまちづくりに合わせて魅力ある商業拠点の形成を促進する必要があります。

また、産業・商業意識調査では、小売業における主な経営上の課題として、「顧客の減少」のほか、「市場ニーズの変化の的確な把握」が挙げられています。

ニーズが多様化する消費者の心を掴む商店街を目指し、買物を楽しめるまちづくりと消費者が求める魅力的なプロモーションが求められています。

(8) 決済業務の効率化

小売店舗における消費者の利便性の向上、店舗の業務効率化、売上の拡大のために求められているのが、決済業務の効率化、いわゆる、キャッシュレス決済の導入です。国は、平成30(2018)年4月に「キャッシュレス・ビジョン」を策定し、令和7(2025)年までに、紙幣・硬貨を使用しないキャッシュレス決済を40%まで引き上げることとしました。

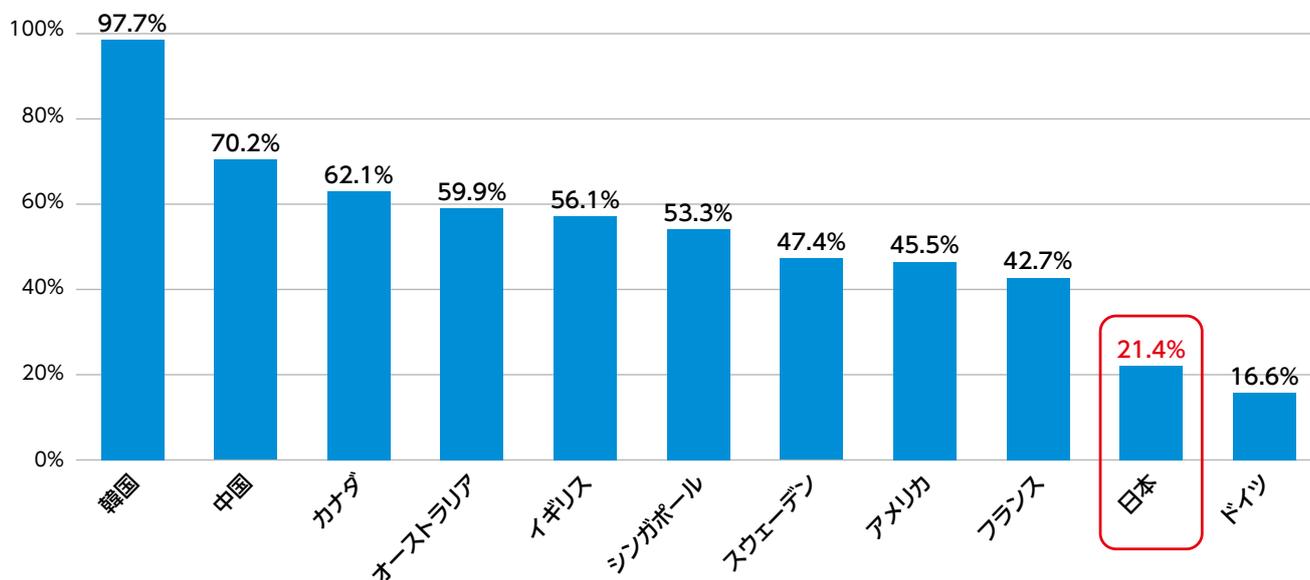
現在、日本のキャッシュレス決済は約20%にとどまっていますが、主要各国では40%～60%台となっており、日本における導入比率は低い水準となっています。

一方、厚木市内の小売業、飲食業、生活関連サービス業に目を向けると、産業・商業意識調査の調査結果では、キャッシュレス決済を導入しているという回答が57%、導入していないという回答が43%となっており、わずかではありますが導入している事業者が多くなっています。導入していない事業者の理由としては、お客様の需要がない(46%)決済事業者に手数料を払う必要がある(21%)仕組みが分からない(13%)となっています。

キャッシュレス決済の導入は、消費者(お客様)にとってメリットがあるだけでなく、事業者にとっても、現金管理の手間の削減やデータの利活用によるマーケティングの推進などのメリットがあり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するという観点でも現金を扱わないということはメリットの一つにもなります。特にコロナ禍における新たな消費者のキャッシュレス決済利用については、非常に増加しているところです。

今後、顧客満足度を向上させ売り上げ増を目指し、店舗の効率化を図るためにも、キャッシュレス決済の導入についての推進活動は継続的に行うことが重要であり、本市としてもイベント等での機会の提供や商業団体等との連携による啓発活動、セミナーを行うなど、キャッシュレス決済導入につながる効果的な施策を実施していくことが重要です。

世界主要国におけるキャッシュレス決済状況(2017年)



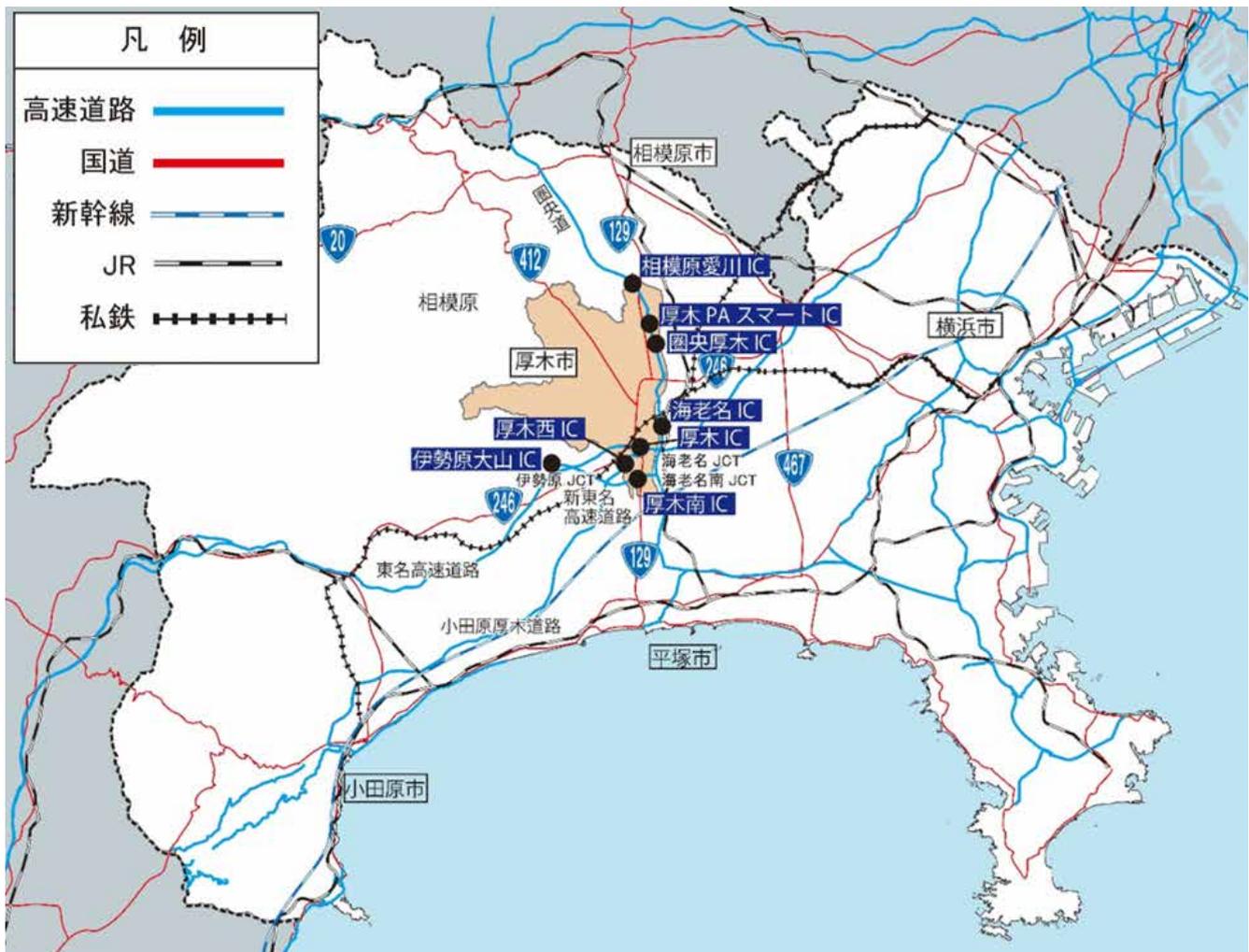
(出典) (一社) キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2020」

(9) 広域道路ネットワークの充実

本市の広域道路ネットワークは、東名高速道路が東京から名古屋に向け東西に走り、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が南北に縦断する広域道路網が整備され、交通の利便性向上において大きな役割を担っています。また、新東名高速道路の整備が進捗しており、平成 30（2018）年に海老名南 JCT～厚木南 IC 間、平成 31（2019）年には厚木南 IC～伊勢原 JCT 間、令和 2（2020）年には伊勢原 JCT～伊勢原大山 IC 間が開通、圏央道には厚木 PA スマート IC が開通するなど、道路ネットワークの整備が続いています。加えて、現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することで、市内に7か所のインターチェンジが整備されることになり、地域経済や観光の振興などへの更なる効果が期待されています。

広域道路ネットワークの充実は本市の産業振興に大きな恩恵をもたらします。今後も、企業誘致の更なる推進を図るとともに、観光振興においても、旅行者の流れの変化を的確に捉え、広域観光を更に推進します。

厚木市の広域道路ネットワークの整備状況



(出典) あつぎの道づくり計画

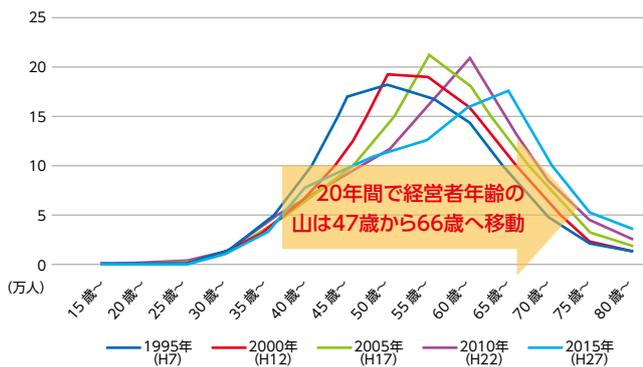
【2】 将来を見据えた産業の振興

(1) 超高齢社会の到来による事業承継への取組（中小企業や小売店の事業継続）

中小企業の経営者の引退年齢は、平均で67～70歳といわれており、現在の経営者の年齢分布を踏まえると、今後、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えることが予想されています。

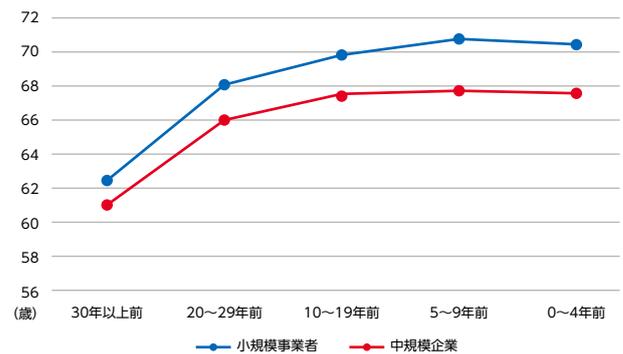
中小企業がこれまでの経営基盤を損なわないように、事業承継に向けた取組を円滑に進めることが、経営者と後継者のみならず、地域経済のこれからを左右する重要な課題となっています。

中小企業の経営者年齢の分布（年代別）



（出典）中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」（2015年12月、株式会社帝国データバンク）、（株）帝国データバンク「COSMOS1 企業単独財務ファイル」、「COSMOS2 企業概要ファイル」再編加工

中小企業の平均引退年齢の推移



（出典）中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2012年11月、（株）野村総合研究所）

しかしながら、企業として存続できるにもかかわらず、事業承継の進め方に対する認識が不足しており、事業承継に着手することを先送りしたために後継者を確保できなかったというケースがあります。

後継者の育成期間を含めれば、事業承継には5～10年を要するといわれており、中小企業の経営者に早期着手を促すことが喫緊の課題となっています。

(2) 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への取組

新型コロナウイルス感染症の感染対策を継続しながら、社会経済活動を行っていくためには、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させることが重要です。飛まつ感染や接触感染、さらには、近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければなりません。

また、今回の感染症拡大では、デジタル化の遅れや東京一極集中などの課題が浮き彫りになりました。令和2（2020）年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」によると、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した新たな経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すとしており、その原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備を進めるとしています。

(3) デジタルトランスフォーメーションの推進

経済産業省は、デジタルトランスフォーメーション（DX）とは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しています。社会全体でDXを推進することは、我が国が Society 5.0（AI、ロボット、ビッグデータなどの革新技术を、あらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会）の実現を目指してきたこれまでの取組を進め、「新たな日常」を構築する原動力になると期待されています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」によると、企業のDXに関する取組を促すため、経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コード（企業におけるDXの取組の行動原則）として令和 2（2020）年度中に策定し、その普及を図ることが示されています。

具体的な取組として、①大企業と中小企業間の取引のデジタル化やIoT、AI等の活用による物流の最適化・効率化など、②サプライチェーン（材料の調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと）におけるデジタル化やAI、ロボット導入の推進、③新しい生活様式を新たなビジネスチャンスとすべく、EC販売の拡大など、非対面型ビジネスモデル転換への取組の支援、④地理空間（G空間）情報の高度活用や衛星データの利用拡大を図ることなどが示されています。

また、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備などを通じて、ICTリテラシー（ICTを正しく適切に利活用できる力）や情報モラルの向上を図り、デジタル格差対策を推進することが求められています。

(4) 持続可能な社会を目指す取組の推進（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs においては、17 のゴール、169 のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための 232 の指標が提示されています。これらを活用することにより、行政、事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されています。



(出典) 国際連合広報センター

(5) 将来のまちづくりに合わせた就労環境の整備

「厚木市都市計画マスタープラン」において、厚木市ならではのコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかし、交通機能の維持・強化、そして沿道において居住、商業、産業の近接を図っていくこととしています。

これは、厚木市独自の“手のひら型”に形成された市街地などの特徴をいかし、中心市街地に商業・業務・行政・文化などの都市機能を誘導するとともに、バス路線に沿って形成されている市街地には、継続して居住、商業、産業を誘導することとしています。

本市では、既にバス路線に沿って形成された工業団地と呼ばれる産業の集積地が存在しています。今後も継続して産業の集積地を保全していくためには、立地する企業の従業員のために交通環境を始め就労環境の充実を図ることが求められます。また、産業用地を保全し、継続して企業の立地を促進するためには、従業員が通勤するための路線バスサービスの定時性・速達性の確保など、交通環境を整備することが重要となります。

今後、市内事業者の事業継続はもとより、新たな企業立地を推進するためには、就労環境の整備も重要となることから、新たな交通ターミナルの検討など、「厚木市都市計画マスタープラン」に合わせた取組も進める必要があります。

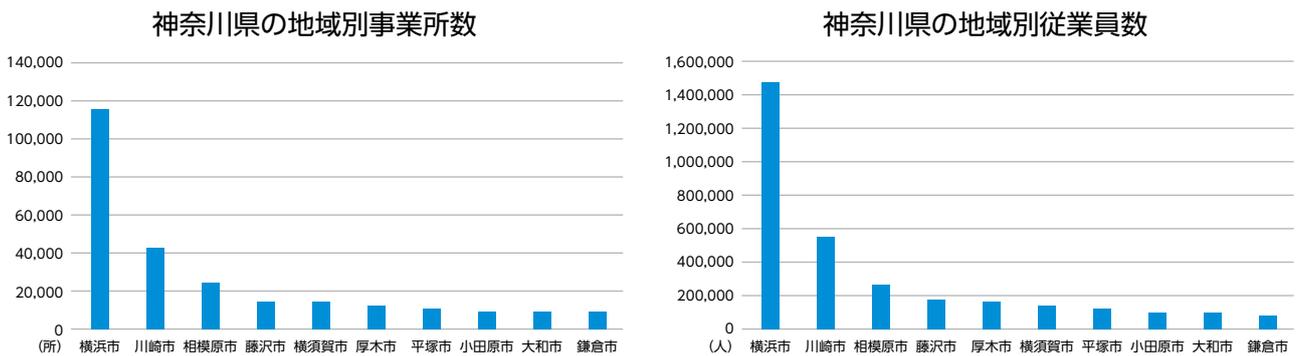


【3】厚木市の現状と課題

(1) 持続可能な産業の振興

経済センサス活動調査によると本市の事業所数は、平成 28（2016）年が 9,602 事業所となっており、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、横須賀市に次いで県内 6 位に位置しています。平成 24（2012）年は 9,498 事業所であり、104 事業所の増加となっています。

また、市内事業所の従業員数は、平成 28（2016）年が 147,906 人となっており、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市に次いで県内 5 位に位置しています。平成 24（2012）年は 141,511 人であり、6,395 人の増加となっています。業種別に見ると「学術研究、専門・技術サービス業」の従業者数が県内で突出して多くなっています。

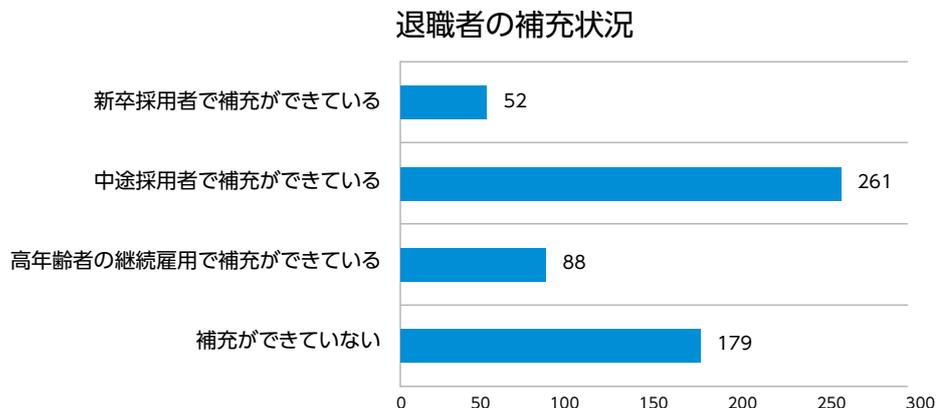


(出典) 平成 28 年経済センサス活動調査

市内事業所の付加価値額を見ると平成 28（2016）年は 1,027,826 百万円で県内 4 位、全国でも 31 位と上位にあります。産業別では学術研究、専門・技術サービス業が 393,450 百万円、製造業が 172,622 百万円と高く、地域経済の活性化には、地域経済を牽引する生産性の高い業種を振興することが求められています。

今後、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展により、産業の担い手が不足することが懸念されています。令和 3（2021）年に策定した第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略によると、本市の社会動態は 25 ～ 39 歳の転出超過が顕著となっています。若い世代の転出は、少子化の進展にも影響を与えることから、転入促進・転出抑制に向けた取組が必要です。

また、産業・商業意識調査では、退職者の補充について「補充ができていない」との回答が多くあり、新卒採用者での補充が難しいことがうかがえます。



(出典) 産業・商業意識調査

(2) ECサイトの台頭による影響

経済センサス活動調査及び商業統計調査によると、本市の小売業事業所数は、平成26(2014)年が1,089事業所、平成28(2016)年が1,177事業所と、88事業所の増となっています。また、市内小売業事業所の従業員数も平成26年(2014)が10,891人、平成28年(2016)には11,927人と1,036人の増となっています。

また、本市の卸売業・小売業の年間商品販売額を見ると平成28(2016)年は1,196,383百万円となっており、横浜市、川崎市に次いで県内3位に位置しています。

しかしながら、PC、スマートフォンの普及により、ECが手軽で身近なものになっており、本市商業に大きな影響を及ぼしていることから、ECサイトの台頭による実店舗の減少や回遊性の低下、商店会会員の減少や店舗の老朽化といった課題に直面しています。

今後、中町第2-2地区周辺整備事業や再開発事業などにより中心市街地の人の流れや商圈の範囲の変化が予想されます。中心市街地が「歩いて楽しいまち」になるような取組をより一層推進するため、本厚木駅周辺のにぎわいを高めるまちづくりが必要です。

このため、地域の高齢化に対応したシニア向けの商品・サービスの拡充など、地域ニーズを把握し、新たな需要を掘り起こす経営戦略が求められます。

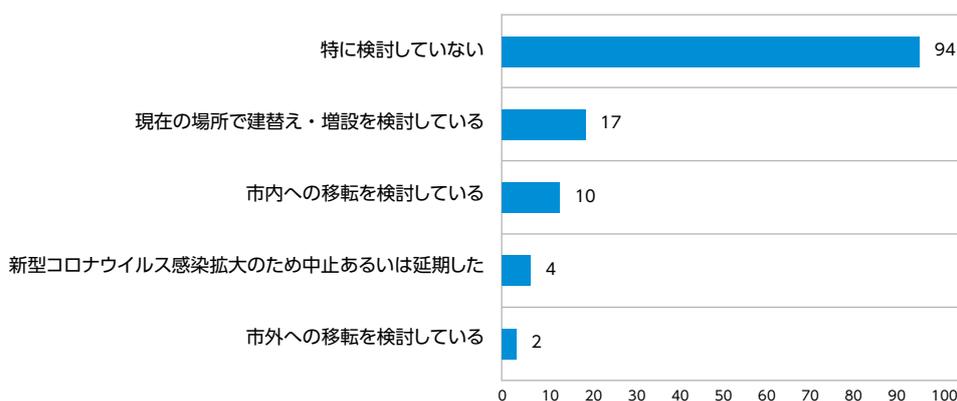
(3) まちづくりと一体となった企業誘致

昭和44(1969)年に東名高速道路厚木ICが開設されて以降、圏央道、小田原厚木道路、国道246号・129号・412号など、交通結節点としての優位性をいかし多くの企業が本市に立地しました。新東名高速道路の整備や圏央道厚木PAスマートICの開通により、交通の利便性は更に高まっており、道路整備による企業誘致での本市の優位性は揺るがないものの、他の自治体でも都市基盤整備が進んでいるため、自治体間の企業誘致については、更に競争が激しくなることから、本市のインセンティブを高める必要があります。

産業・商業意識調査では、「事業所の移転、建替え、増設等の検討」に対する回答についても、建替え等を検討している場合、「現在の場所で建替え等・市内への移転」の回答が多くを占めています。森の里東土地区画整理事業や酒井土地区画整理事業などの新たな産業用地の創出と併せて、既存の産業用地を継続的に保全するため、企業の移転跡地には製造業等の誘致を推進し、産業用地を確保していくことが重要です。

また、「厚木市都市計画マスタープラン」に位置付けられている産業拠点等に企業の立地を促し、都市(中心)拠点・居住地等の土地利用や公共交通等の取組を通して、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を推進する必要があります。

事業所の移転・建替え・増設等の検討(製造業)



(出典) 産業・商業意識調査



3

目指すべき事項



マスタープランでは、総合計画が掲げる本市が目指す「将来都市像」とこれを実現するための「六つのまちづくりのビジョン」の理念や施策の方向性を踏まえて、本市の産業界を取り巻く環境変化に対し「力強い継続と変化への対応」の実現を目指します。

総合計画で掲げている本市が目指す将来都市像

自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる
元気なまち あつぎ

六つのまちづくりのビジョン（抜粋）
人が集い、交流し、新たな価値を生むまち



マスタープランの目指すべき事項

力強い継続と変化への対応

マスタープランの取組目標

目指すべき事項	指標	現状値	目標値
持続性の高い強い産業の実現	事業所数	11,758 事業所 (令和元(2019)年)	12,520 事業所 (令和8(2026)年)
にぎわいあふれ特色のある強い産業の実現			
社会情勢の変化に柔軟に対応できる強い産業の実現	従業員数	147,906 人 (平成28(2016)年)	168,650 人 (令和8(2026)年)

* 指標算出の基礎資料は「経済センサス」に基づくものです。

本市が目指す将来都市像を実現するためには、個性と意欲にあふれ、活力を感じる魅力あふれたまちとすることが必要です。市民の暮らしとまちを支える産業のまちづくりのため、地域特性をいかした産業集積を推進するとともに、働きやすい環境の向上を図り、人・企業にとって魅力のあるまちを創造し、商工業の活性化に取り組むことが求められています。

そこで、マスタープランが目指すべき「力強い継続と変化への対応」を実現するため、次の三つを目標に設定し、施策を展開します。

I

持続性の高い強い産業の実現

本市の強みである高度な産業集積や交通利便性に恵まれた立地環境などをいかし、企業誘致を継続するとともに、より一層の産業振興を図り、脱炭素・循環型社会の実現を見据えた持続性の高い強い産業の実現を推進します。

II

にぎわいあふれ特色のある強い産業の実現

近年、E C（電子商取引）サイトの台頭による実店舗の減少への対応、中心市街地の回遊性の低下、決済業務の効率化への対応、環境への配慮等の取組など、様々な課題に直面し、商業機能の衰退が懸念されています。商業は、まちのにぎわいを創出する重要な要素の一つであるため、商業をいかした、特色ある強い産業の実現を目指します。

III

社会情勢の変化に柔軟に対応できる強い産業の実現

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を背景に、人手不足や労働生産性向上が課題となっています。社会情勢の変化に伴う課題を克服するためにも、働き方改革の実現に向けた取組を支援し、強い産業の実現を推進します。



4

取組の姿勢



【1】計画の進行管理と推進体制

マスタープランの効果的・効率的な進行管理を行うため、P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) に沿った進行管理を実施します。



【2】積極的な事業の見直し

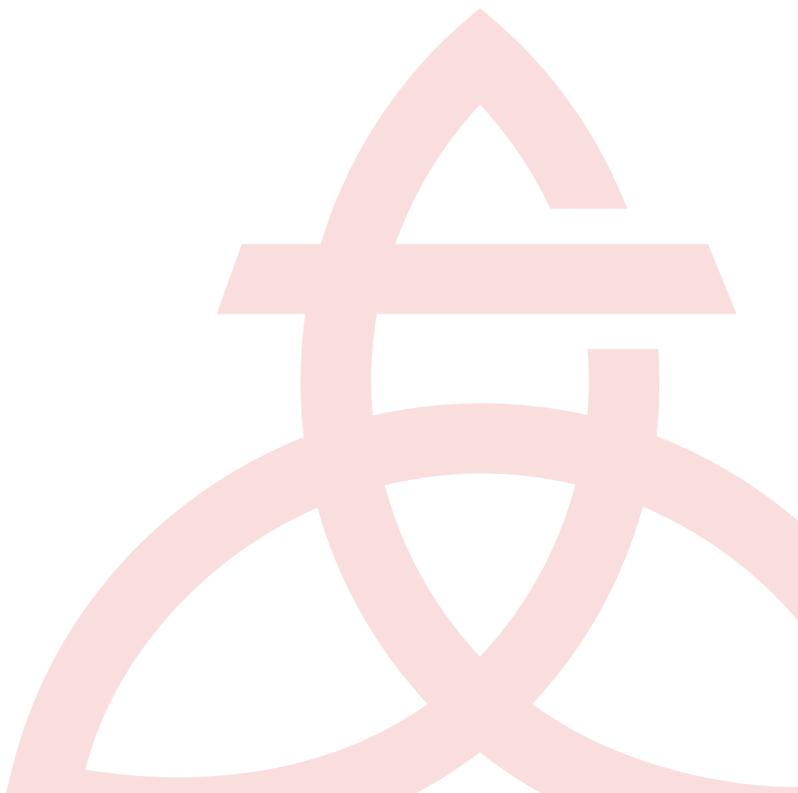
上記の図におけるCHECK (検証) については、自治基本条例第15条の規定に基づき、市民が参加する評価として、産業振興推進委員会から実施事業の進捗状況や目標の達成度などについて、意見を聴きながら点検・評価を実施することとします。

なお、点検・評価については、単位施策（実施計画）を1年ごと、基本施策については、3年ごとに実施することとします。



5

マスタープランの
体系



目指すべき事項	基本方針	基本施策
<p style="text-align: center;">I</p> <p style="text-align: center;">持続性の高い 強い産業の実現</p> 	<p>1 強い経営基盤の構築</p>	<p>(1) 持続可能な産業振興を支援</p> <p>(2) 経営支援</p> <p>(3) 人材育成</p>
	<p>2 企業誘致による 強い財政基盤づくり</p>	<p>(1) 効果的な誘致活動の推進</p> <p>(2) 市内企業への更なる支援</p>
	<p>3 先進技術に積極的に 取り組むことのできる 環境づくり</p>	<p>(1) 生産性向上に向けた取組の支援</p> <p>(2) 交流促進と取引拡大の推進</p> <p>(3) ロボット産業の推進</p>
<p style="text-align: center;">II</p> <p style="text-align: center;">にぎわいあふれ 特色のある 強い産業の実現</p> 	<p>1 活気ある商店街づくり</p>	<p>(1) 商店会の積極的な取組への支援</p> <p>(2) 空き店舗対策</p>
	<p>2 魅力と特色ある商店づくり</p>	<p>(1) 魅力ある商店づくり</p>
	<p>3 にぎわいあふれるまちづくり</p>	<p>(1) 商業振興イベントの推進</p>
	<p>4 地域に愛される居場所が あるまちづくり</p>	<p>(1) 買物支援</p> <p>(2) 子育て支援</p> <p>(3) 環境配慮</p> <p>(4) 防犯対策</p> <p>(5) 愛市購買運動</p>
	<p>5 中心市街地の整備・開発等との 連携</p>	<p>(1) 中心市街地活性化に向けた取組</p>
<p style="text-align: center;">III</p> <p style="text-align: center;">社会情勢の変化に 柔軟に対応できる 強い産業の実現</p> 	<p>1 人材が集まる魅力ある 職場づくり</p>	<p>(1) 労働者の生活基盤の安定</p> <p>(2) 労働力の確保と良好な雇用の創出</p>
	<p>2 働き方改革への取組</p>	<p>(1) 労働環境の整備を推進</p> <p>(2) ワーク・ライフ・バランスの推進 による働く意欲の向上</p>
		<p>(3) 多様な人材の活躍推進</p>

単位施策（実施計画）

①事業者の経営課題解決と経営基盤の安定 ②市内での事業継続を支援

①事業者の経営状況に応じた融資制度の充実

①研修機会の提供 ②横断的ネットワーク形成を支援

①企業誘致をめぐる自治体間の競争に対応 ②積極的な企業立地の推進

①市内企業への再投資の推進

①設備投資の促進 ②経営相談の実施

①取引拡大・販路開拓の支援 ②地域資源をいかした産業の創出

①生活支援ロボットの普及促進 ② ATSUMO との協働事業の推進

①商店会の相互連携を支援 ②商業振興事業を支援

①空き店舗を活用した中心市街地の活性化

①新たな顧客獲得機会を支援 ②商業振興事業を支援

①まちの魅力創造 ②商店街の連携による共同事業を支援

①幅広い年代へのサポートを支援

①環境と人にやさしい商店街づくりを支援

①市内店舗の効果的な P R を支援

①大規模小売店舗との連携 ②一体的なまちづくりを推進 ③住民等による主体的な取組を支援

①生活基盤づくりの支援

①起業・創業の支援 ②人材確保の支援

①働き方改革の実現に向けた取組を支援 ②通勤環境の向上を支援

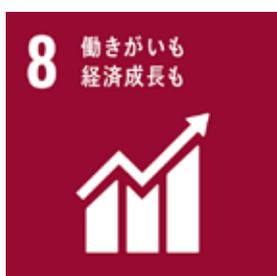
①福利厚生推進 ②余暇活動の充実

①高齢者や障がい者の雇用促進 ②若者・女性の就労支援

I

持続性の高い 強い産業の実現

- ①強い経営基盤の構築
- ②企業誘致による強い財政基盤づくり
- ③先進技術に積極的に取り組むことのできる環境づくり



強い経営基盤の構築

I-①

社会情勢の変化を受け止め、将来に向け、事業を継続するため経営基盤の強化を図ります。

【1】現状

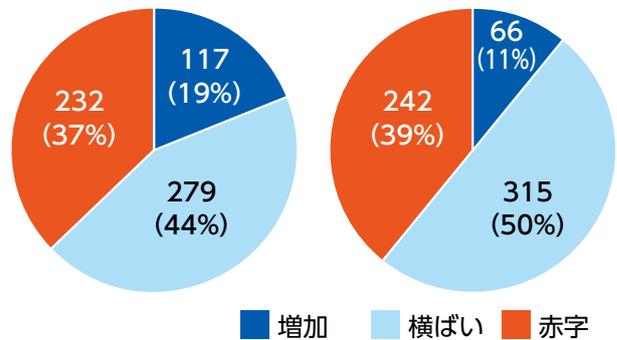
1 経済センサス活動調査による本市の事業所数は、平成 24 (2012) 年が 9,498 事業所、平成 28 (2016) 年が 9,602 事業所となっており、104 事業所の増加となっています。

また、市内事業所の従業員数も平成 24 年が 141,511 人、平成 28 年が 147,906 人と 6,395 人の増加となっています。従業員が増加している自治体は、県内施行時特例市（厚木市、平塚市、大和市、茅ヶ崎市、小田原市）の中でも厚木市と平塚市だけです。

2 産業・商業意識調査では、売上高の今後 1 年間の見込みで「赤字」が 37%、同じく経常利益についても「赤字」が 39%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことがうかがえます。

売上高
(今後 1 年間の見込み)

経常利益
(今後 1 年間の見込み)



(出典) 産業・商業意識調査

【2】課題

1 産業・商業意識調査では、事業承継の取組について、「検討している」が 34.7%、「事業承継に取り組んでいる」が 18.9%である一方、「後継者がいないので廃業予定」が 17.8%であり、後継者問題への取組が課題となっています。

2 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、資金調達に悩む中小企業に対し、国のセーフティネット保証や危機関連保証制度等の変更を踏まえ、中小企業のニーズを捉えた融資制度を検討する必要があります。

【3】基本施策

1 持続可能な産業振興を支援
市内事業者が持続可能な強い財政基盤を構築するため、行政・事業者・市民・大学等の多様な主体が連携し、事業者の経営等における課題を解決するとともに、継続的な社会貢献を実現させるため、将来にわたる成長力の確保を目指します。

2 経営支援
新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式に向けた取組や商業を取り巻く環境の変化等に応じ、事業者の柔軟な経営を実現できるよう、経営支援を充実させます。

3 人材育成
次世代の担い手育成として、研修機会の提供や横断的ネットワーク形成などを支援します。

【4】 施策の体系

○基本施策 持続可能な産業振興を支援

○単位施策（実施計画）

1 事業者の経営課題解決と経営基盤の安定

2 市内での事業継続を支援

< 主な取組 >

- 厚木商工会議所の中小企業相談所の強化を支援し、事業者の課題解決を図ります。
- 事業承継の早期着手を促すため、事業者に対し補助金等による支援を行います。

○基本施策 経営支援

○単位施策（実施計画）

1 事業者の経営状況に応じた融資制度の充実

< 主な取組 >

- 事業者の経営状況に応じて効果的に活用できる融資制度により、事業者の安定的な経営をアシストし、信用保証料補助・利子補給により融資経費の負担軽減を図ります。

○基本施策 人材育成

○単位施策（実施計画）

1 研修機会の提供

2 横断的ネットワーク形成を支援

< 主な取組 >

- 若手経営者などを対象に、経営講習やリーダー育成講座などの研修機会を提供します。
- 次世代を担う経営者の横断的ネットワークの形成を支援します。

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

① 中小企業相談所の相談件数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,500	1,600	1,700	1,800

関連事業

- 商工業振興事業補助金
- 中小企業相談所事業補助金
- 事業承継支援事業補助金

② 中小企業資金融資利子補給金交付件数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,200	1,220	1,240	1,260

関連事業

- 中小企業融資制度預託金
- 中小企業融資事業補助金

企業誘致による強い財政基盤づくり

I-②

市内に立地を希望する企業や事業の拡大をしようとする企業を支援し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図り、持続可能な財政基盤を構築します。

【1】現状

1 雇用機会の拡大と産業の活性化を図るため、平成17（2005）年1月に「厚木市企業等の誘致に関する条例」を施行し、平成21（2009）年4月に同条例に代わる「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」を施行し、市外企業の新規進出や市内企業の事業拡大を推進しています。

2 条例施行から令和2（2020）年3月末までの奨励措置の適用件数は、63社85件で、市内での新設が23件、そのうち市外からの新たな立地は16件、市内企業の増設及び移設が62件で、増設及び移設が全体の7割を占めている状況です。

また、産業・商業意識調査で、「事業所の移転、建替え、増設等の検討」に対する回答も、建替え等を検討している場合、「現在の場所で建替え等・市内への移転」の回答が多くを占めています。

【2】課題

1 圏央道や新東名高速道路の整備及び厚木PAスマートICの開通により、交通の利便性が高まっています。道路整備による本市の優位性は揺るがないものの、他の自治体でも都市基盤整備が進んでいるため、自治体間の企業誘致については、更に競争が激しくなることから、本市のインセンティブを高める必要があります。

【3】基本施策

1 効果的な誘致活動の推進
製造業の中でも特に地域経済への波及効果が大きく、雇用の創出が期待できる戦略産業を、産業拠点等や企業の移設跡地へ促し、持続可能な財源を確保し、質の高い行政サービスを維持していきます。

【令和2年3月末現在】

適用件数			63社 85件
企業規模			
大企業	中小企業	小規模企業	
32	39	14	
立地区分			
新設	増設	移設	
23	49	13	



新たな産業用地の創出 酒井土地区画整理事業
(完成イメージ図)

2 既存の産業用地を継続的に保全するため、企業の移転跡地には製造業等の誘致を推進し、産業用地を確保していく必要があります。

また、「厚木市都市計画マスタープラン」に位置付けられている産業拠点等に、企業の立地を促し、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を推進する必要があります。

2 市内企業への更なる支援
市内への新たな企業立地のほか、市内企業の再投資を支援し、地域経済の活性化や、雇用の創出を図ります。

また、市外から本市への立地や市内企業の増設などの情報を把握するため、金融機関や関係企業との情報交換を実施します。

【4】 施策の体系

○基本施策 **効果的な誘致活動の推進**

○単位施策 (実施計画)

1 企業誘致をめぐる自治体間の競争に対応

2 積極的な企業立地の推進

< 主な取組 >

- 固定資産税等の課税免除による税制の優遇等の奨励処置の更なる充実により、自治体間の競争に対応します。
- 地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、環境やエネルギーなどの関連産業を引き続き戦略産業に位置付け、積極的な企業立地の推進を図り財政基盤を確立します。

○基本施策 **市内企業への更なる支援**

○単位施策 (実施計画)

1 市内企業への再投資の推進

< 主な取組 >

- 市内企業施設の老朽化や敷地の狭あい化に対応するため、再投資を更に支援します。



【5】 単位施策 (実施計画) の取組目標

①企業立地に伴う新規雇用者数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5	10	15	20

②他市からの立地件数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	2	3	4

③市内企業の新設、増設、移設

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3	5	6	7

関連事業

- 企業立地奨励金
- 戦略産業奨励金

先進技術に積極的に取り組むことのできる環境づくり

I-③

地域経済の活性化につながる生産性向上の取組を支援するとともに、ロボット産業の成長を見込み市内事業者の参入を推進します。

【1】現状

1 経済センサス活動調査によると平成 28 (2016) 年における本市の付加価値額は、県内 4 位、全国でも 31 位と上位にあります。地域経済の活性化には、地域経済を牽引する生産性の高い業種を振興することが求められています。

少子高齢化やライフスタイルの変化により、産業構造は変化していますが、業種別で見ると製造業と学術研究、専門・技術サービス業の付加価値額が依然として大きくなっています。

3 平成 25 (2013) 年 2 月に本市を含む 10 市 2 町がさがみロボット産業特区の指定を受けており、ロボットへの理解を深めるための啓発事業による人材育成とロボットの普及促進が求められています。

【2】課題

1 我が国では、デジタル化とそれを原動力とした Society5.0 の実現を推進していますが、IoT や AI 等の社会実装は大きく遅れ活用が進んでいません。DX の推進やデジタル化等の生産性向上のための取組を支援することが必要です。

3 ロボットに関する啓発事業を推進するため、民間事業者、大学等、行政の協働による取組が重要となります。

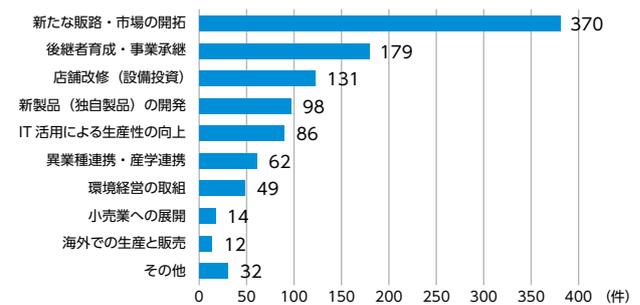
【3】基本施策

1 生産性向上に向けた取組の支援
地域経済の活性化を図るため、主に製造業を営む中小企業の生産性向上の取組を支援します。

3 ロボット産業の推進
官民協働によるロボットに関する啓発事業を充実するため、あつぎものづくりブランドプロジェクト (ATSUMO) との協働による取組を推進します。

2 2020 年度版中小企業白書によると、異業種や大学と連携してオープンイノベーションに取り組む企業において、生産性の上昇幅が大きいといわれています。既に地域に存在している産業や地域資源をいかし、異業種 (同業種) や大学との交流を促進することで、地域ならではの魅力を発信し、様々な市内事業者に生産性を波及させる取組が求められています。

2 産業・商業意識調査では、今後新たに取り組みたいことについて、「新たな販路・市場の開拓」がもっとも多く挙げられています。



(出典) 産業・商業意識調査

2 交流促進と取引拡大の推進
既に地域に立地している産業や地域資源をいかし、地域ならではの魅力を発信するための取組を推進します。

また、市内事業者の技術革新を促進するため、取引拡大や販路開拓を支援します。

【4】 施策の体系

○基本施策 生産性向上に向けた取組の支援

○単位施策（実施計画）

1 設備投資の促進

2 経営相談の実施

< 主な取組 >

- 生産性向上等の取組を支援することで、付加価値の高い産業の創出を目指します。
- 中小企業診断士による訪問相談を実施するとともに、各種施策の利用につなげます。

○基本施策 交流促進と取引拡大の推進

○単位施策（実施計画）

1 取引拡大・販路開拓の支援

2 地域資源をいかした産業の創出

< 主な取組 >

- 取引拡大や販路開拓を行う市内事業者に対し、補助金等による支援を行います。
- 異業種（同業種）ネットワークの取組や産学連携の取組を支援します。

○基本施策 ロボット産業の推進

○単位施策（実施計画）

1 生活支援ロボットの普及促進

2 ATSUMO との協働事業の推進

< 主な取組 >

- 生活支援ロボットの普及促進と市内事業者の参入支援を図ります。
- 将来の産業を担う人材を育成するため、ロボットへの興味を育む取組を行います。

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

① 中小企業設備投資額（単位：千円）

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
78,000	130,000	182,000	260,000

関連事業

- 中小企業設備投資促進事業補助金
- 中小企業活性化事業費
- 特許等出願支援補助金

② 見本市等出展事業補助金交付件数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8	24	30	40

関連事業

- 見本市等出展事業補助金
- 産学共同研究事業補助金
- 市内企業等データベース管理事業費

③ ロボットリテラシー事業への参加者数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
150	200	250	300

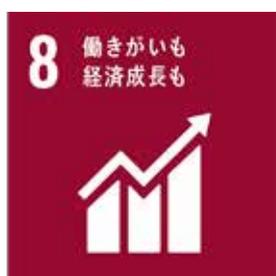
関連事業

- ロボット普及促進事業費
- ロボット関連産業促進補助金

II

にぎわいあふれ特色のある 強い産業の実現

- ①活気ある商店街づくり
- ②魅力と特色ある商店づくり
- ③にぎわいあふれるまちづくり
- ④地域に愛される居場所があるまちづくり
- ⑤中心市街地の整備・開発等との連携



Ⅱ-① 活気ある商店街づくり

Ⅱ-①

それぞれの商店街における活力と魅力づくりの推進を図るために、商店会の相互連携や地域商業として一体的な協働体制の構築及び組織力の強化を図り、厚木市全体としての商業力のより一層の強化と経済循環を図ります。

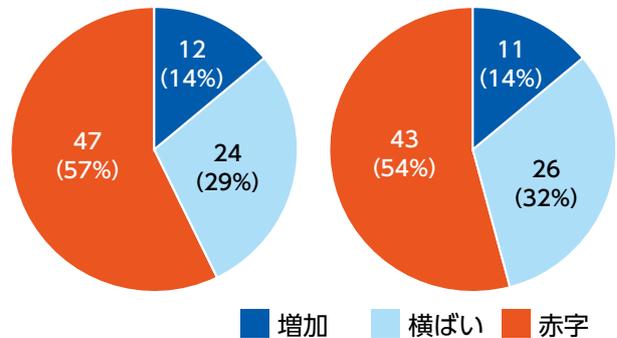
【1】現状

1 経済センサス活動調査及び商業統計調査によると、本市の小売業事業所数は、平成26(2014)年が1,089事業所、平成28(2016)年が1,177事業所と、88事業所の増となっています。また、市内小売業事業所の従業員数も平成26年(2014)が10,891人、平成28年(2016)には11,927人と1,036人の増となっています。事業所及び従業員数とも増加が見られますが、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、今後の推移に注視が必要です。

2 産業・商業意識調査では、小売業者の回答において、売上高の今後1年間の見込みで「赤字」が57%、同じく経常利益についても「赤字」が54%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことがうかがえます。

小売業売上高
(今後1年間の見込み)

小売業経常利益
(今後1年間の見込み)



(出典) 産業・商業意識調査

【2】課題

1 産業・商業意識調査では、小売業における経営上の課題として、「顧客の減少」が最も多く挙げられています。個店の持つ魅力と特色の向上だけではなく、商店街において魅力づくりの推進を図るため、一体となって顧客を獲得する取組が求められています。また、コロナ禍における対策を継続することも必要です。

2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規出店に踏み切れない店舗もありますが、にぎわいの創出や商業活性化のためには一体的な商業集積の強化が不可欠であり、空き店舗があることで商店街の連続性が損なわれないよう、意欲ある出店者に必要な支援を行うことが大切です。

【3】基本施策

1 商店会の積極的な取組への支援
商店会の創意工夫に基づき、地域住民が魅力を感じ、商店街の活性化や集客効果が期待できる事業、商店街の特徴が打ち出され話題性や新規性がある事業、地域の歴史や地域資源を活用した商店会参画のまちづくりの活動や事業などを支援します。また、新型コロナウイルス感染症対策も視野に入れ、必要に応じ支援を検討します。

2 空き店舗対策
中心市街地における商業集積の強化と連続性のあるにぎわいづくりを図るために、商店街における空き店舗の情報共有や所有者の賃貸意向の醸成などへの取組を誘発するとともに、新規出店者の商店会への加入促進の取組を支援します。

【4】 施策の体系

○基本施策 商店会の積極的な取組への支援

○単位施策（実施計画）

1 商店会の相互連携を支援

< 主な取組 >

- 商業者が協力して実施する共同売出し、装飾等を支援することにより、商店会の活性化及び商業の振興を推進します。
- 商店会連合会が実施する商業振興事業や愛市購買推進事業などを支援することにより、商業の活性化と振興を推進します。

2 商業振興事業を支援

○基本施策 空き店舗対策

○単位施策（実施計画）

1 空き店舗を活用した中心市街地の活性化

< 主な取組 >

- 中心市街地の空き店舗に新たに出店する意欲ある事業者を支援することにより、にぎわいの創出と中心市街地の活性化の実現を目指します。

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

① 商店街活性化事業数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10	12	14	16

関連事業

- 販売促進事業補助金
- あつぎ商店会 PR 事業補助金
- 商店会連合会振興費補助金

② 中心市街地のにぎわいを感じている市民の割合（％）

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
27.1	30.0	35.0	40.0

関連事業

- にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業費
- にぎわいまちの魅力創造事業費
- 元気な街づくり応援事業補助金
- まちなか活性化事業補助金
- 販売促進事業補助金
- 中心市街地商店街空店舗対策事業補助金

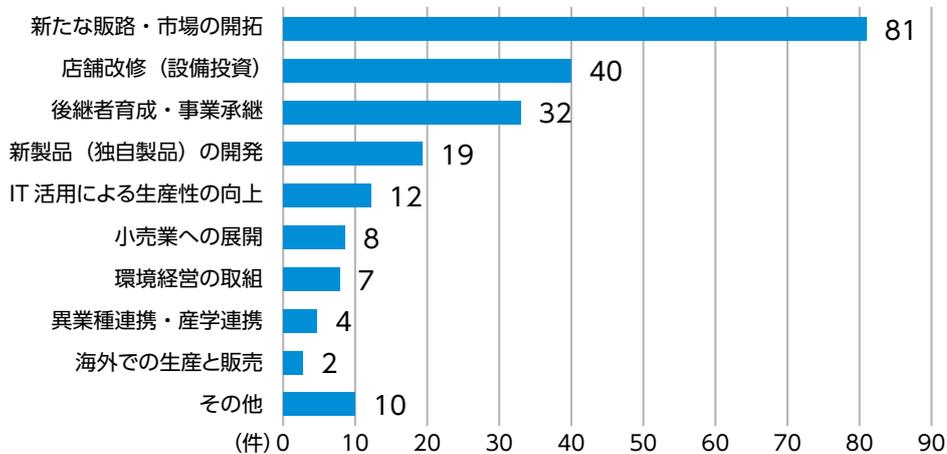
Ⅱ - ② 魅力と特色ある商店づくり

商業活動の基礎単位である個店や事業所の経営力及び訴求力の向上を目指した経営改善に取り組むことにより、それらの集合体としての魅力ある商業空間づくりを推進し、さらに、厚木らしい個性あふれる多様なライフスタイルを創造するまちづくりを推進します。

【1】現状

1 商店街では、EC（電子商取引）サイトの台頭による実店舗の減少や回遊性の低下、商店会会員の減少や店舗の老朽化といった課題に直面しています。しかしながら、産業・商業意識調査では、今後新たに取り組んでみたいこととして、「新たな販路・市場の開拓」が最も多い回答でした。このことから、事業者が売上げの向上や、事業の拡大に意欲を持っていることがうかがえます。

今後新たに取り組んでみたいこと（小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業）



（出典）産業・商業意識調査

【2】課題

1 コロナ禍における消費者のキャッシュレス決済利用については、非常に増加しています。一方で、新たな顧客獲得を目指したいものの、仕組みが分からないこと等に起因して導入を見送っている事業者も存在します。

2 大規模小売店舗に対して、小規模店舗はより地域に密着し、小回りの利くサービスが提供できます。その利点を十分発揮するためには、地域の高齢化に対応したシニア向けの商品・サービスの拡充など、地域ニーズを把握し、新たな需要を掘り起こす経営戦略が求められます。

【3】基本施策

1 魅力ある商店づくり

商品の開発や店舗改装、財務管理、労務管理、店舗のPR、キャッシュレス決済の導入などに関する相談、診断、指導を行う中小企業診断士、社会保険労務士、税理士などの専門家の派遣などについて、国、県の制度の活用なども含めて、商工会議所や商店会等と連携し、魅力ある商店づくりを推進します。

魅力ある商店づくりを支援するために、店舗等のリニューアルや店舗等で専ら使用する備品の購入に対する補助などによる、個店及び事業所の自助努力に基づく経営強化の支援について検討します。

本市を広域にPRするとともに、消費者に購買喚起するために、市内事業者の参画による農工商連携事業や6次産業としての特産・名産品の発掘及び研究を支援します。

【4】 施策の体系

○基本施策 魅力ある商店づくり

○単位施策（実施計画）

1 新たな顧客獲得機会を支援

<主な取組>

●昨今、増加しているキャッシュレス決済利用者の顧客獲得機会の支援を検討します。事業者及び利用者への普及啓発を行い、仕組みが理解できないことによる機会損失を回避します。

2 商業振興事業を支援

●商店会連合会が実施する商業振興事業や愛市購買推進事業などを支援することにより、商業の活性化と振興を推進します。また、厚木商工会議所が行う、ご当地グルメ推進事業等の特産・名産品の発掘や研究、推進する活動や、商店街への来客を促すキッズアート事業といった活動を支援します。

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

①商店街など、市内に利用したい店舗があると思う市民の割合（％）

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
43.2	43.5	44.0	44.5

関連事業

- 商業活性化セミナー事業費
- 商店会連合会振興費補助金
- 商業元気アップ事業補助金

キャッシュレス決済とは ～主なキャッシュレス決済の例～

クレジットカード	デビットカード	電子マネー (プリペイドカード)	モバイルウォレット (QRコードなど)
 <ul style="list-style-type: none"> ✓後払い ✓与信審査あり ✓スライド式/読込(IC)式/タッチ式 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓即時払い ✓与信審査なし ✓スライド式/読込(IC)式/タッチ式 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓前払い ✓与信審査なし ✓タッチ式(非接触) 	 <ul style="list-style-type: none"> ✓他の決済手段と紐づけ ✓スマートフォンで決済 ✓カメラ読込(QR)/タッチ式

(出典) 経済産業省「キャッシュレスの現状及び意義」

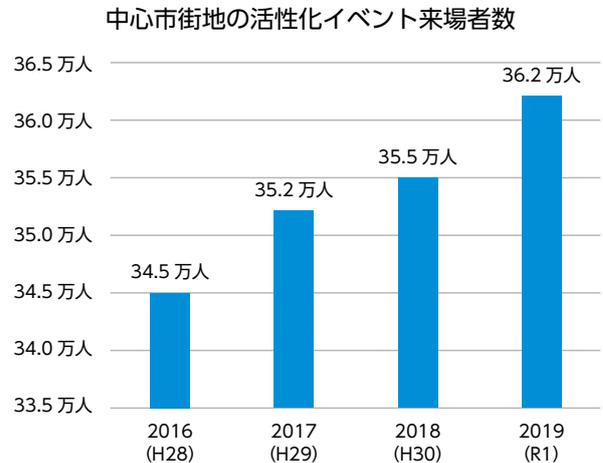
にぎわいあふれるまちづくり

Ⅱ - ③

厚木市の魅力をアピールする集客イベントを充実させ、広域に情報発信し、個店及び事業所への経済効果に寄与する販売促進活動による効果的な事業展開を図ります。また、商店会による販売促進活動の強化により、個店及び事業所の経営向上への寄与と持続的な事業展開を目指します。

【1】現状

- 1 まちの魅力を生み出すため、関係団体や市民との連携・協働によるイベントを開催し、「誰もが来てよかった、また来たい」まちづくりを推進しています。
- 2 かながわグルメフェスタ、あつぎジャズナイト、あつぎ国際大道芸といった中心市街地の活性化イベントについては、年々、来場者数は微増しておりますが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場者の安心・安全を第一とした結果、各イベントの中止を余儀なくされました。



【2】課題

- 1 集客イベントの実施に当たっては、恒常的なにぎわいの創出や店舗の売上げの向上を図るために、創意工夫を凝らし、飽きられないようにすることのほか、回遊性を高めることが重要です。イベントを実施することを目的とせず、もたらす効果に着目して検討していく必要があります。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度は各イベントの中止を余儀なくされました。新たな生活様式が提唱される中、市民や来場者の安心・安全に配慮した取組が求められます。

【3】基本施策

- 1 **商業振興イベントの推進**
 イベントの推進に当たっては、来街者への販売促進効果及び経営向上効果を発揮するための方策検討やイベント開催に伴う投資対効果の検証など、既存イベントの効果的、効率的な事業運営及び実施のための改善に取り組みます。また、商店街それぞれの個性創出と取組の創意工夫に基づく日常的な集客イベントの開催を推進します。

＜市主催イベントの開催＞

本市の魅力を広域へPRし、来街促進を図るために開催している様々なイベントについては、商店街への集客効果と販売促進効果や、より一層の厚木らしさの創出のための取組強化を図るとともに、リピーターへの誘発や年間を通じた来訪機会の創出を目指した情報発信力の強化と事業内容の充実を推進します。

＜まちの魅力創造イベントの開催＞

魅力あるイベントの実施を通じ、中心市街地の楽しさを来街者に提供、発信することで、まちの魅力を引き出し、地域内のにぎわい創出とイメージアップ及び商業の活性化を推進します。

＜商店会共同イベントの開催＞

会員数が減少傾向にある商店会が多い中で、商店街の魅力発信と会員店舗の販売促進事業及びまちのにぎわい創出を目的として、共通する地域特性や立地環境を有する商店街の連携による共同イベント事業を支援します。

【4】 施策の体系

○基本施策 商業振興イベントの推進

○単位施策（実施計画）

1 まちの魅力創造

2 商店街の連携による共同事業を支援

<主な取組>

- 本市の魅力を広域へPRし、来街促進を図るために効果的、効率的なイベントを開催します。
- 共通する地域特性や立地環境を有する商店街の連携による共同イベント事業を支援します。

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

①中心市街地の活性化イベント実施数

現状値※	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
42	43	44	45

※令和元（2019）年度の実施数。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止が相次ぎ、12件。

②中心市街地のにぎわいを感じている市民の割合（％）

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
27.1	30.0	35.0	40.0

関連事業

- にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業費
- にぎわいまちの魅力創造事業費
- 元気な街づくり応援事業補助金
- まちなか活性化事業補助金
- 販売促進事業補助金
- 中心市街地商店街空店舗対策事業補助金

あつぎジャズナイト



II - ④

地域に愛される居場所があるまちづくり

地域に親しまれ、利用される商店街づくりと、快適な歩行空間や安心・安全を備えたまちづくり、市内での購買行動の強化を推進するとともに、地域貢献、社会貢献に寄与する商店会活動の推進や生活者に親しまれる地域づくりに取り組みます。

【1】現状

1 商店街は、身近な買物の場であるだけでなく、祭りやイベント、防犯・防災、高齢者・子育て支援等の地域課題の解決など、地域のにぎわいを創出するとともに、住民が憩い、交流し、安心して生活するための地域コミュニティの核として大きな役割を果たしています。

近年、商店会組織の担い手不足等から、これまで地域コミュニティの核として役割を果たしてきた商店会組織の役割の見直しの検討が課題となっています。

【2】課題

1 大規模小売店舗に対して、小規模店舗はより地域に密着し、小回りの利くサービスが提供できます。地域になくはならない商業づくりを目指し、郊外の大型店舗との差別化を図る必要があります。地域住民や来街者に親しまれる商業地を目指すとともに、商店街等の一体感を創出する必要があります。

2 子育て世代が安心して買物ができる空間や人口減少や少子高齢化等により日常の買物機会が満たされていない買物弱者への対応が必要です。

また、環境配慮や防犯対策などSDGsに関連した取組を推進していく必要があります。

【3】基本施策

1 買物支援
高齢者や交通手段が限定される買物困難者の生活利便性を確保するなど、地域特有の課題解決に向けては、商業者や行政、地域住民、専門家など様々な人たちが協力した取組みを推進していくことが重要です。

2 子育て支援
幅広い年齢層に支持される商店街づくりと商業者が協力して地域の子育てをサポートし、子育て世帯が買物しやすい特典の付与を推進するなど、子育て支援協力店の育成や整備を推進します。

3 環境配慮
商店街における環境の魅力向上を図り、来街者がくつろぎ、滞留する空間形成を図るために、公共空間の美化清掃やオープンスペースの緑化などにおける商店街のより一層の取組を推進します。

4 防犯対策
商店街の個性の創出とともに、地域の夜間の防犯や災害発生時における照明などの役割を担う商店街街路灯について、商店会による建替えや改修整備、電気代補助などにより、適正な維持管理を支援します。

5 愛市購買運動
消費者に、市内での購買が地域経済を活性化し、雇用の創出などによる市民生活の向上に寄与することを理解していただくために、本厚木駅前などのデジタルサイネージ等を活用した各種情報発信、市内の商業店舗や事業所の利用を呼びかける広報を推進します。

【4】 施策の体系

○基本施策 買物支援、子育て支援

○単位施策（実施計画）

1 幅広い年代へのサポートを支援

< 主な取組 >

- 生活利便性を確保するための取組を支援します。また、子育て世帯が買物しやすい特典の付与を推進します。

○基本施策 環境配慮、防犯対策

○単位施策（実施計画）

1 環境と人にやさしい商店街づくりを支援

< 主な取組 >

- 消費者及び生活者の地球環境問題への関心の高まりや商店会の社会貢献、夜間の防犯や災害発生時の照明などの役割を担う取組として、商店会の街路灯のLED化などによる省電力化を支援するとともに、レジ袋の有料化等を契機としたエコバッグの利用などのエコ活動や美化清掃への商店会、個店及び事業所の参画を支援します。

○基本施策 愛市購買運動

○単位施策（実施計画）

1 市内店舗の効果的なPRを支援

< 主な取組 >

- 市内商店会や個店を効果的にPRする取組を支援します。

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

①子育てパスポート AYUCO カード取得率（％）

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
74.0	78.0	82.0	86.0

関連事業

- 子育てパスポート事業費

②商店会の街路灯総数に対する LED 照明の割合（％）

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
54.2	56.0	58.0	60.0

関連事業

- 商店街 LED 化事業補助金
- 商店街共同施設補助金

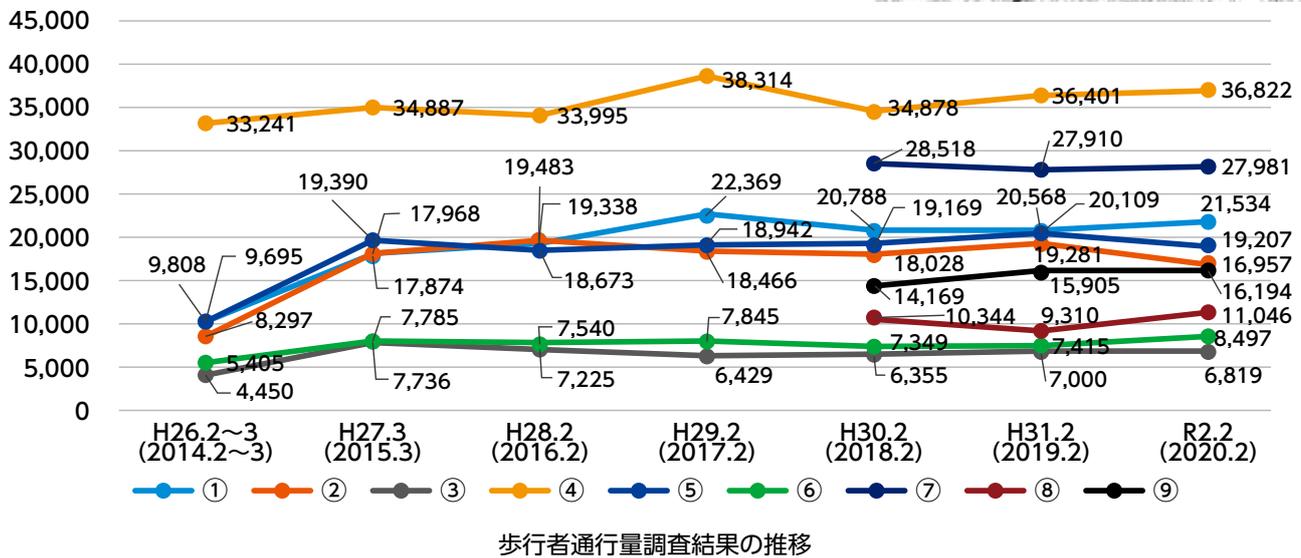
中心市街地の整備・開発等との連携

Ⅱ - ⑤

県央地域の拠点商業地としての商業集積の充実及び強化を図るために、官民複合施設を中心とした商業振興や既存施設などとの連携、中心市街地活性化、調和のとれた商業振興を推進します。

【1】現状

1 厚木市が実施した厚木市中心市街地通行量調査による中心市街地内の主要な9地点の歩行者通行量は、近年横ばいとなっています。平成26(2014)年から平成27(2015)年にかけて大きく増加が見られるのは、平成26(2014)年4月にオープンした「アミュあつぎ」の効果に寄与しているものと考えられます。



【2】課題

1 市内の商業集積地は、車や自転車による利用のほか、徒歩などで安心して買物や食事ができる空間であることが望まれます。誰もが安心して買物ができる環境整備を進めるとともに、公共交通による利便性をいかに、消費者が安心して利用できる商店街の環境づくりに取り組む必要があります。

2 中町第2-2地区周辺整備事業や再開発事業などにより中心市街地の人の流れや商圈の範囲の変化が予想されます。中心市街地のテーマである「歩いて楽しいまち」の実現に向けた取組をより一層推進するため、本厚木駅周辺のにぎわいを高めるまちづくりが必要です。

【3】基本施策

1 中心市街地活性化に向けた取組

商業活性化を目的として、アミュあつぎやイオン厚木店、本厚木ミロードなどの大規模小売店舗同士の連携や大規模小売店舗と各商店会との連携がスムーズにできる仕組みづくりを推進します。

交通の結節点としての機能向上を図るとともに、利便性の高い地域として魅力とにぎわいあふれるまちなか拠点に向けた整備に関する中町第2-2地区周辺整備事業や市街地再開発事業と連携し、中心市街地の活性化や商業振興を推進します。

【4】 施策の体系

○基本施策 中心市街地活性化に向けた取組

○単位施策（実施計画）

1 大規模小売店舗との連携

2 一体的なまちづくりを推進

3 住民等による主体的な取組を支援

<主な取組>

- 商業活性化を目的として、アミューあつぎやイオン厚木店、本厚木ミロードなどの大規模小売店舗同士の連携や各商店会との連携がスムーズにできる仕組みづくりを推進します。
- 中町第2-2地区周辺整備事業や市街地再開発事業等と連携した本厚木駅周辺における一体的なまちづくりを推進します。
- 住民、事業主、地権者等が主体となって行う、にぎわいの創出やまちづくりなど、地域環境・地域価値の維持、向上を図る取組を支援します。

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

①中心市街地のにぎわいを感じている市民の割合（％）

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
27.1	30.0	35.0	40.0

②中心市街地の歩行者数※1

現状値※2	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
109,836	110,000	110,500	111,000

関連事業

- アミューあつぎ運営事業費
- 大規模小売店舗ネットワーク補助金
- まちなか活性化事業補助金

※1 代表6地点

※2 令和元(2019)年度3月調査

Ⅲ

社会情勢の変化に柔軟に対応できる強い産業の実現

- ①人材が集まる魅力ある職場づくり
- ②働き方改革への取組

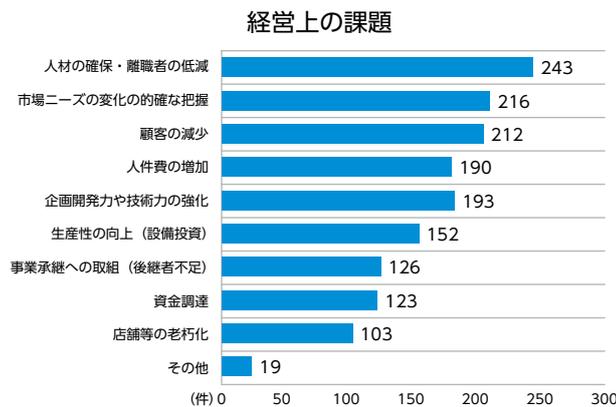


Ⅲ - ① 人材が集まる魅力ある職場づくり

人材確保のための魅力ある職場の創出に向けた取組を推進するとともに、起業・創業に向けた取組の支援を行います。

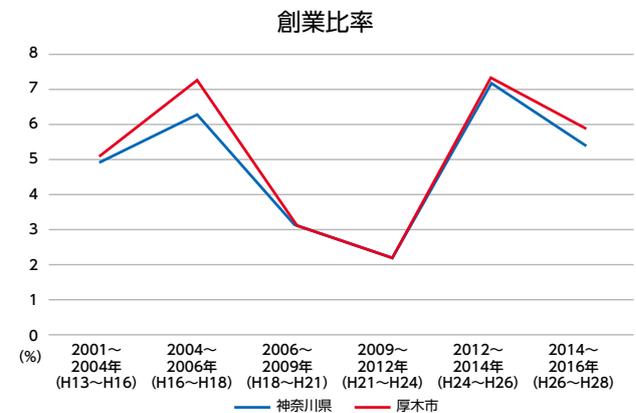
【1】現状

1 産業・商業意識調査では、経営上の課題として「人材の確保・離職者の低減」が最も多く挙げられています。企業の従業員の定着や人材確保のためには、労働者や求職者にとって魅力的な職場づくりを支援することが求められています。



(出典) 産業・商業意識調査

2 雇用の拡大や新産業の育成といった観点から、起業・創業を支援することが求められています。RESASによる平成26(2014)から平成28(2016)年までの本市の創業比率は5.87%であり、県平均を上回っています。独自の技術やサービス等をいかして起業・創業しようとする方に対し、準備から事業化、発展まで段階に応じた効果的な支援に取り組むことが求められています。



(出典) RESAS 地域経済分析システム

【2】課題

1 魅力ある職場づくりを進めるためには、労働者の視点に立った雇用管理を行うことが必要です。労働者が安心して、意欲的に仕事に取り組めるよう、労働条件等の整備やモチベーション向上等の取組が必要です。

2 厚生労働省の雇用保険事業年報によると、日本の開業率は、欧米諸国の開業率に比べると低い水準で推移しているといわれています。

起業・創業も働き方の選択肢の一つと認識してもらい、若者・女性・高齢者など幅広い世代に周知を行い、起業・創業に関心を持つきっかけづくりを行う必要があります。

【3】基本施策

1 労働者の生活基盤の安定
企業の人材確保のためにも、労働者が安心して働ける環境づくりを推進し、生活基盤の安定を図ります。

2 労働力の確保と良好な雇用の創出
これから起業・創業しようとする個人を発掘し、成長段階に応じた効果的な支援を行います。

また、新卒者等の市内事業者への就職や定着を図る取組を推進します。

【4】 施策の体系

○基本施策 **労働者の生活基盤の安定**

○単位施策（実施計画）

1 生活基盤づくりの支援

<主な取組>

- 教育・住宅資金等の低利貸付けのほか、福利厚生充実を図ることで、安定した生活基盤づくりを支援します。

○基本施策 **労働力の確保と良好な雇用の創出**

○単位施策（実施計画）

1 起業・創業の支援

<主な取組>

- 厚木市創業支援計画に基づき、厚木商工会議所や金融機関等と連携し、起業・創業の各成長段階に応じた支援を行います。
- 新卒者等の雇用を促進するため、奨学金返還の助成等による支援を行います。

2 人材確保の支援

【5】 単位施策（実施計画）の取組目標

①勤労者生活資金融資件数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8	30	40	50

関連事業

- 勤労者生活資金預託金
- 勤労者住宅資金利子補給金
- 中小企業退職金等共済掛金補助金
- 勤労相談事業費

②あつぎ起業スクール修了者の起業者数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0	2	3	4

関連事業

- あつぎ起業スクール開催事業費
- 創業者支援利子補給金
- 勤労者奨学金返済助成金

働き方改革への取組

Ⅲ - ②

働き方改革の実現に向け、労働環境の整備を推進するとともに、多様な人材の活躍を推進します。

【1】現状

1 平成31（2019）年4月から働き方改革関連法が順次施行されています。深刻な労働力不足を解消するために、働く人々が個々の事情に応じ、柔軟な働き方を選択できる社会の実現が求められています。

3 令和3（2021）年に策定した第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略によると、本市の社会動態は25～39歳の転出超過が顕著となっています。労働力不足を解消するためにも、若者・女性の定着に向けて市内就労を支援するほか、高齢者・障がい者の雇用促進の取組が求められています。

【2】課題

1 事業者働き方改革関連法を周知することや地域の実情に応じた雇用施策に取り組むことが必要です。

3 労働力不足を解消するためには、仕事と家庭を両立できる環境づくりや働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働き続けられる環境の整備が必要です。

また、障がい者雇用に対する企業の理解と協力を促進するとともに、障がい者の多様な就業機会を確保できるように支援を図る必要があります。

【3】基本施策

1 労働環境の整備を推進
働き方改革を推進し、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりなどにより、労働環境の整備と生産性向上を図ります。

3 多様な人材の活躍推進
働く意欲はあるものの就労に結び付いていない方が多く存在しています。労働力不足解消のため、潜在労働力を活用するための取組を推進します。

2 内閣府が策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指しています。

2 内閣府が平成31（2019）年3月に実施した企業調査結果では、ワーク・ライフ・バランス等に関する企業の意識や実態については、従業員規模や業種による差が大きいとされています。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進による働く意欲の向上
労働意欲の向上を図るため、市内事業者が共同するメリットをいかした福利厚生や余暇活動の充実を推進します。

【4】施策の体系

○基本施策 労働環境の整備を推進

○単位施策（実施計画）

1 働き方改革の実現に向けた取組を支援

2 通勤環境の向上を支援

< 主な取組 >

- 働き方改革の実現を支援するため、セミナーの開催や生産性向上に取り組む事業者に対し補助金等による支援を行います。
- 中町大型バス発着所の運営者である厚木市観光協会と連携し環境整備を支援します。

○基本施策 ワーク・ライフ・バランスの推進による働く意欲の向上

○単位施策（実施計画）

1 福利厚生への推進

2 余暇活動の充実

< 主な取組 >

- 労働者と家族の福利厚生を推進するとともに、事業者の経営安定と組織強化を図ります。
- 観光振興計画と連携し、地域資源をいかしたイベントの開催や観光情報の発信を行います。

○基本施策 多様な人材の活躍推進

○単位施策（実施計画）

1 高齢者や障がい者の雇用促進

2 若者・女性の就労支援

< 主な取組 >

- 働く意欲のある高齢者等の貴重な労働力の確保に取り組みます。
- マッチングイベント等を開催し、若者・女性の就労支援を行います。

【5】単位施策（実施計画）の取組目標

①厚木市勤労者福祉サービスセンター会員数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5,050	5,075	5,100	5,125

関連事業

- （公財）厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金

②障害者雇用奨励交付金交付件数

現状値	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
35	38	41	44

関連事業

- 障害者雇用奨励交付金
- 若者・女性雇用拡大事業費
- 高齢者継続雇用奨励補助金



【1】産業振興推進委員会について

本市における産業振興施策の推進に関する事項を調査審議するため、厚木市産業振興推進委員会を設置しています。

(敬称略)

氏名	所属・役職	区分
委員長 中村 幹夫	厚木商工会議所 会頭	商工業関係者
齊藤 裕	厚木市商店会連合会 会長	
六ヶ村 健三	厚木市まちなか活性化プロジェクト 会長	
佐藤 直樹	厚木商工会議所 1号議員	
職務代理 佐藤 利文	東京工芸大学 理事・工学部長	学識経験者
許 伸江	跡見学園女子大学 マネジメント学部マネジメント学科 准教授	
小泉 誠二	厚木市企業等の立地促進等に関する審査会 会長	
呉 松敏	日本政策金融公庫厚木支店 支店長	
中村 貴代美		公募による市民
萩原 ゆかり		

委員会開催経過

日時	内容	議事
令和2(2020)年 7月1日(水)	第1回産業振興推進委員会	・厚木市産業振興推進委員会について ・厚木市の産業振興施策について
7月27日(月)	第2回産業振興推進委員会	・マスタープランの骨子について ・マスタープランの体系について
9月18日(金)	第3回産業振興推進委員会	・マスタープランの体系について ・重点施策及び基本施策について
12月10日(木)	第4回産業振興推進委員会	・マスタープラン(案)について ・マスタープラン概要版(案)について
令和3(2021)年 3月19日(金)	第5回産業振興推進委員会	・マスタープランについて

【2】厚木市産業・商業意識調査について

新型コロナウイルス感染拡大の影響や課題を把握し、今後の施策に反映させ、また、マスタープラン策定に当たり市内中小企業の経営状況、課題等を把握し、より実効性の高い施策を実施するための基礎資料とするため意識調査を実施しました。調査結果は、本市ホームページで公開しています。

送付数	商工会議所会員企業等 1,914 通
実施時期	令和2(2020)年7月29日～8月21日
回答数(回答率)	681通(35.6%)

【3】パブリックコメントの実施について

マスタープランの策定に当たり、広く市民に情報を提供するとともに、市民からの意見を可能な限り反映させることを目的にパブリックコメントを実施しました。

周知方法	広報あつぎ（令和3（2021）年1月15日号）への掲載 厚木市ホームページへの掲載
配布及び閲覧	市役所第二庁舎8階 産業振興課 市役所本庁舎1階市政情報コーナー 市内各公民館及び上荻野分館 ほか
意見等提出期間	令和3（2021）年1月26日～2月25日
意見等の件数	意見をいただいた人数 2人 意見の件数 9件

意見の反映状況

No.	反映区分	件数 (件)
1	条例・計画等に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	7
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	2
合計		9

用語解説

あ行

IoT (Internet of Things) …P12,32

一般的に「モノのインターネット」と訳され、自動車や家電など、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする仕組みのこと。

ICT (information and communication technology) …P12

コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスのこと。

愛市購買…P24,37,39,42,43

「お買物は厚木市内で…」をキャッチフレーズに、事業者と商店会、行政が協力し、販売を促進し、市内の買物促進を図ること。

新しい生活様式…P2,11,12

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、飛まつ感染や接触感染などの対策を取り入れた生活様式のこと。

あつぎ国際大道芸…P40

中心市街地の公園や公共施設などまち全体を会場として、国際大道芸や、あつぎ技能祭等のイベントを同時開催し、市内外から多くの来街者を招くことにより、まちのにぎわいの創出を図るイベント。令和元(2019)年度は11月9～10日に開催され、延べ15万7千人が来場した。

厚木市観光振興計画…P2

山や川などの自然、温泉、食、特産品、四季折々のイベントなど、本市の魅力あふれる観光資源を有効活用し、行政、市民、事業者等が一体となって、おもてなしの心で観光振興を進めていくための指針となる計画のこと。

厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画…P2

都市計画マスタープランで示した「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」を、都市(中心)拠点・居住地等の土地利用や公共交通等の取組を通して実現するための計画のこと。

あつぎジャズナイト…P40

ジャズ中心の「ステージ」と多彩な「フードコート」による音楽イベントを市民と協働で開催し、中心市街地の商業活性化とにぎわいの創出を図るイベント。令和元(2019)年度は8月22～23日に開催され、延べ1万8千人が来場した。

厚木市商業まちづくり計画…P2

まちの魅力を創造し、活力とにぎわいあふれる商業活動を促進するため、今後の商業振興の方向性を示す計画のこと。厚木市産業マスタープランに統合された。

自治基本条例…P22

本市の特色をいかした市民が主体のまちづくりを行うためのルールとして、厚木市の自治を推進する上で「最も尊重すべき条例」として位置付けるもの

厚木市創業支援計画…P49

国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、創業の段階に応じて各機関が連携しながら、創業をサポートすることを定めた計画のこと。

厚木市交通マスタープラン…P2

都市計画マスタープランの道路・交通部門計画のこと。都市計画マスタープランに示された道路・交通の方針を踏まえ、交通体系の在り方、方針を示すもの

厚木市都市計画マスタープラン…P2,13,15,30

本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、「総合計画」及び「厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容に即し、都市づくりの方向性を示すもの

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略…P2,14,50

まち・ひと・しごと創生法に基づき、2060年までの人口規模の展望と目指すべき方向を示した「厚木市人口ビジョン」を踏まえ、5か年で取り組む、人口減少を克服するための施策を位置付けた計画のこと。

厚木市ロボット産業推進計画…P2

ロボットによる生産性の向上や物流の効率化などに向けた、ロボットの利活用の促進、市内企業のロボット産業への参入の促進及び地域の連携をいかした魅力あるものづくりの実現に向けて、市内のロボット産業の振興を図ることで、市内の産業の更なる発展や経済の活性化に結び付けることを目指すための計画のこと。厚木市産業マスタープランに統合された。

ATSUMO (あつぎものづくりブランドプロジェクト) …P25,32,33

厚木商工会議所が事務局となり、厚木地域の産学公が連携し、中小企業の技術開発力の強化と市場の拡大、イノベーション創出などを通じて、『あつぎものづくりブランド』の価値向上や、地域経済の振興、将来の産業界を担う人材の育成に寄与するプロジェクトを推進している組織のこと。

アミューあつぎ…P44,45

商業施設、映画館、市民の活動拠点となるあつぎ市民交流プラザなどの施設からなる中心市街地の複合施設のこと。平成 26(2014)年にオープンした。

AI (Artificial Intelligence) …P12,32

一般的に「人工知能」と訳され、学習等の人間の知的能力をコンピュータ上で実現する技術のこと。

オープンイノベーション…P32

企業や組織が自社だけではなく、外部の技術やアイデアを組み合わせ、革新的な価値(イノベーション)を生み出すこと。

か行**かながわグルメフェスタ…P40**

ご当地グルメを集め、あつぎスイーツランドやかなキャラ大集合を同時開催し、県内外からの集客を促すことにより、中心市街地のにぎわい創出を図るイベント。令和元(2019)年度は4月20～21日に開催され、延べ18万7千人が来場した。

危機関連保証制度…P28

大規模な経済危機、災害等により影響を受けた中小企業が市町村の認定を受けることで、一般保証枠とは別枠で利用できる保証制度のこと。

キャッシュレス決済…P9,38,39

お札や小銭などの現金を使わずにお金を払うこと。クレジットカードや電子マネー等を使った支払のこと。

キャッシュレス・ビジョン…P9

経済産業省が、平成 30(2018)年4月に策定した今後のキャッシュレス社会の在り方についてとりまとめたもの

求人倍率…P7

求職者1人当たり何件の求人があるか示すもの。1倍を上回れば、求人数が求職者数を上回り、人手不足の状態といえる。

経済財政運営と改革の基本方針 2020…P11,12

通称「骨太の方針」といわれ、政府が進める経済や財政の基本方針を示したもの

経済センサス…P14,15,18,28,32,36

全ての事業所・企業を対象として、我が国の包括的な産業構造を明らかにするとともに、各種統計調査を実施するための母集団情報を整備することを目的とした調査のこと。事業所・企業の基本的構造を明らかにする「基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「活動調査」の二つからなる。5年ごとに行われ、調査から3年目に当たる年には簡易調査が行われる。

広域道路ネットワーク…P10

高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路ネットワークのこと。

高齢者雇用安定法…P7

高齢者及び定年退職者等の就業機会を確保し、雇用の安定を進めることを定めた法律のこと。昭和 46(1971)年に「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」として制定され、昭和 61(1986)年に現在の名称に変更された。正式には、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」という。

コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造…P13

現在国土交通省において提唱されている、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる都市構造のこと。

さ行**さがみロボット産業特区…P32**

「生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現」を目的に、神奈川県が国から指定を受けた地域活性化総合特区のこと。平成 25 (2013) 年に指定を受け、さがみ縦貫道路沿線地域等 (10 市 2 町) が対象地域となっている。

産業用地…P13,15,30

企業等の立地に係る一団の土地をいう。

市街地再開発事業…P44,45

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、都市再開発法に基づいて行われる事業のこと。

事業承継…P2,8,11,28,29

現経営者から後継者へ事業のバトンタッチを行うこと。親族内承継、役員・従業員承継、第三者承継 (M&A 等) の三つに区分される。

少子高齢化…P6,7,14,19,32,42

出生数が減少し子どもの割合が低下することや、平均寿命が伸びることで高齢者の割合が増えること。

商店会…15,24,25,36～38,40,42～45

商店街の活性化を図ることを目的として組織する団体のこと。市内には、15 の商店会がある。

商店会連合会…P37,39

商店会組織の集合体のこと。

商店街…P2,8,24,25,35～44

商店が集まっている地区・地域 (商店が立ち並んでいる通り) のこと。

人口減少社会…P6,14

人口が減少し続ける社会のこと。我が国では、2000 年代後半～2010 年代前半にかけて人口減少社会に転じたといわれる。

信用保証料…P29

中小企業が信用保証協会の保証を受け、金融機関から融資を受ける際に支払う保証料のこと。

ステークホルダー…P12

利害関係者のこと。ここでは、市役所、商工会議所、金融機関、大学・短期大学、事業者、市民を指す。

生産性向上特別措置法…P6

中小企業の労働生産性の向上と設備投資の後押しをするために定められた法律のこと。平成 30 (2018) 年に施行された。

生産年齢人口…P6,7,19

15～64 歳の人口のこと。

セーフティネット保証…P28

取引企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により、経営の安定に支障を来している中小企業が市町村の認定を受けることで、一般保証枠とは別枠で利用できる保証制度のこと。

施行時特例市…P28

特例市 (人口 20 万人以上) として指定を受けていた市のこと。特例市制度は、地方自治法の改正により、平成 26 (2014) 年度に廃止となったが、それまで行ってきた事務を引き続き行っている。

先端設備等導入計画…P6

「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために策定する計画のこと。

戦略産業…P30,31

本市において、環境、エネルギー、医療・福祉、防災、食品、流通の関連産業など、国内需要や雇用拡大が見込まれる産業を「戦略産業」として位置付けるもの

た行**大規模小売店舗…P25,38,42,44,45**

大規模小売店舗立地法に基づき、一つの建物内の店舗面積が 1,000㎡を超えるもの

地域コミュニティ…P42

一般的に「共同体又は地域社会」と訳され、地域住民が自主的に参加し、相互交流などを通して住みよい社会をめざす地域社会のこと。

デジタルサイネージ…P42

ディスプレイを利用した電子看板など、電子的な表示機器を使って情報発信するメディアの総称。本市では、本厚木駅、愛甲石田駅に設置している。

な行

中町第 2-2 地区周辺整備事業…P15,44,45

本厚木駅東口の厚木バスセンター東側区域である「中町第2-2地区」周辺において、交通結節点としての機能向上を図るとともに、利便性の高い地域として魅力とにぎわいあふれる拠点整備を進める事業のこと。

働き方改革関連法…P6,50

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のため、「労働基準法」や「雇用対策法」などの改正を行うための法律のこと。平成 30(2018)年に公布された。正式には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」という。

ビッグデータ…P12

スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また、小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。

ま行

マーケティング…P9

事業者や企業が商品やサービスを顧客へ提供する際に、継続的により収益を上げるための仕組みづくりのこと。

マッチングイベント…P51

就活生と企業を集め、お互いが対話できる場所を提供する就活イベント。従来の合同説明会に比べ詳しい話を聞けたり、採用選考に呼ばれることもある。ここでは、就活生に限らず、就職を希望する若者や女性も対象としている。

ら行

RESAS…P48

平成 27 (2015) 年4月から内閣官房及び経済産業省が提供開始した「地域経済分析システム」のこと。地方創生に資する自治体や企業等の取組を情報面から支援している。

利子補給…P29

中小企業が本市の融資制度等を利用した際に、金融機関に支払った利子の一部を補助する制度のこと。

労働生産性…P6,19

労働者1人当たり又は労働時間1時間当たりの生産量や生産額のこと。

6次産業…P38

農林漁業者(1次産業)が、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組むこと。

ロボット…P12,24,25,32,33

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「NEDO ロボット白書 2014」では、「センサー、知能・制御系、駆動系の三つの要素技術を有する、知能化した機械システム」と定義されている。

ロボットリテラシー…P33

ロボットが動く仕組みや正しく活用する力を養うこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス…P24,50,51

一般的に「仕事と生活の調和」と訳され、仕事とプライベートの調和をとり、その両方を充実させること。

第3次厚木市産業マスタープラン

令和3年3月発行

発行 厚木市

編集 産業振興部産業振興課・商業にぎわい課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 223-1511 (代表)

ホームページ URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>



厚木市

